

第3回繊維産業技能実習事業協議会
議事要旨

日時：平成30年5月29日（火曜日）16時15分～17時40分
場所：経済産業省別館3階 312 各省庁共用会議室

出席者：

【実習実施者・監理団体の関係者】

鎌原 正直	日本繊維産業連盟 会長
石井 洋典	繊維産業流通構造改革推進協議会 事務局長 (※)
富田 篤	全国染色協同組合連合会 副理事長 (※)
辻村 隆幸	全日本婦人子供服工業組合連合会 副理事長 (※)
香山 学	日本麻紡績協会 理事兼会長補佐 (※)
井上 美明	日本アパレルソーイング工業組合連合会 理事 (※)
廣内 武	(一社)日本アパレル・ファッション産業協会 理事長
花田 正孝	(一社)日本インテリアファブリックス協会 常務理事 (※)
山本 正雄	日本羽毛製品協同組合 専務理事 (※)
加瀬谷行雄	日本織物中央卸商業組合連合会 常務理事 (※)
上田 英志	日本化学繊維協会 副会長 (※)
田渕 博	日本カーペット工業組合 専務理事 (※)
上野 千秋	日本絹人織織物工業組合連合会 専務理事 (※)
小池 秀雄	日本靴下協会 事務局長／日本靴下工業組合連合会 専務理事 (※)
大森 隆司	日本毛整理協会 事務局長 (※)
木村 彰	協同組合日本シャツアパレル協会 理事 (※)
中村 富夫	(一社)日本寝具寝装品協会 事務局長 (※)
川合 創記男	日本繊維染色連合会 会長
吉田 豊作	(一社)日本染色協会 専務理事 (※)
近藤 聖司	日本タオル工業組合連合会 理事 (※)
佐藤 俊寛	日本テントシート工業組合連合会 専務理事 (※)
中島 健一	日本ニット工業組合連合会 理事長
八木原 保	日本ニット中央卸商業組合連合会 副理事長 (※)
藤井 一郎	日本縫糸工業協会 会長
林 俊彦	日本撚糸工業組合連合会 専務理事 (※)
川東 正武	日本被服工業組合連合会 事務局長 (※)
小菅 重男	日本紡績協会 専務理事 (※)
西谷 正	(一社)日本ボディファッション協会 専務理事 (※)
貝原 良治	日本綿スフ織物工業連合会 前会長 (※)
越智 仁司	日本輸出縫製品工業組合 理事長
一井 伸一	日本羊毛産業協会 専務理事 (※)
吉口 二郎	日本和紡績工業組合 理事長

【事業所管省庁】

多田 明弘	製造産業局長
土田 浩史	大臣官房審議官（製造産業局担当）
杉山 真	製造産業局生活製品課長
矢野 剛史	製造産業局生活製品課 企画官

【オブザーバー】

梅原 義裕	法務省入国管理局入国在留課 補佐官
平岡 宏一	厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 技能実習監理官
白尾 香	外国人技能実習機構 監理団体部長
宮島 茂明	日本作業手袋工業組合連合会 理事長
宇田川純一	日本製網工業組合 理事長
中里 憲司	(一社) 繊維評価技術協議会 専務理事 (※)

(※) は代理出席者

議事要旨：

冒頭、事務局より、これまでオブザーバーとして参加の日本化学繊維協会、日本繊維輸出組合及び日本繊維輸入組合の3団体について、団体の加盟企業の事業活動内容等に鑑み、構成員となったとの説明があった。

1. 技能実習生の実態及び今後の取組等（第2回協議会の発表の補足）
各団体から各資料に沿って以下の説明があり、主に以下の発言があった。

全日本婦人子供服工業組合連合会（資料2）

- ・第2回会合で調査中とした技能実習生の受入れ状況について、傘下の地区組合で岐阜、名古屋については実習生の受入れ企業はなく、大阪地区の3社は実習生を受け入れているが、法令違反はない。
- ・前回質問があった「岐阜地域になぜ違反事例が多いか」については、岐阜地域には零細規模の縫製業者が数多く存在し、法令順守の意識が低く、長年にわたって問題が発生しやすい土壌が醸成されたものと考えられる。
- ・今後は、連合会はもとより地域組合を通じてこの協議会において議論された法令順守のメッセージを共有することが重要。

日本被服工業組合連合会（資料3）

- ・（1）①の実施状況について、傘下の全会員への調査結果ではなく回答のあった182社の結果に基づくものであり、未回答28社については現在調査中。また、前回報告した過去5年に1社1件の違反事例は誤りで、回答のあった182社からは違反事例の報告はない。

2. 繊維産業における外国人技能実習の適正な実施に向けて

事務局（日本繊維産業連盟）より、資料4（非公表）に沿って、繊維産業技能実習事業協議会のとりまとめの素案について説明があった。

また、日本アパレル・ファッション産業協会より、資料5に沿って、以下の発言があった。

- ・素案について、当協会としては、責任あるサプライチェーンの考え方を含めて積極的に改善を進めていく所存。
- ・当協会の取組としては、本年5月に新たにCSR推進準備室を立ち上げた。会員企業に対してCSRの重要性をあらためて啓発していく。具体的取組としては、2017年3月に（一社）オンワードクオリティセンターを設立、5月末までにアジア7ヶ国（ベトナム、バングラディッシュ、ミャンマー、フィリピン、カンボジア、ラオス、中国）の

160社の生産工場に対してグローバルスタンダードに則ったCSR監査を行った。

- ・各アパレルがそれぞれ工場監査に入ると事業者の負担になるので、監査項目を業界内で共有し、業界全体で顧客に安全安心な工程で製造された製品を供給できるように取組を進めていく。
- ・CSR監査において不備のあった企業に対しては、欧州のように取引を停止するというのではなく、監査後に適切な指導を行い、工場が一段一段ステップアップできるように育てていく仕組みとしている。
- ・当協会としては、二次・三次仕入れ先への管理責任の考え方を広げるため、海外や異業種の成功事例をはじめ、先行企業の実践を参考にしながら積極的に啓発を進めていく。

○構成員から以下の旨の発言があった。

- ・第二版の取引ガイドラインで触れていなかった縫製業との取引については、現在、TA縫製業分科会で検討中であり、本年8月を目途にガイドラインの改訂を行う予定。内容としては、縫製取引における情報共有に必要な項目、取引条件（加工料金、サンプル費用、運送費等）について明確化を図っていく。
- ・縫製事業者との間で結ぶ基本契約書（委託加工契約書）の雛形について、現在、弁護士に依頼して作成中。最終的には、縫製業ガイドラインを含めて、本年11月に開催する経営トップ合同会議での承認手続きを経て、第三版として発行する予定。
- ・また、諸々のアンケート調査で、取引ガイドラインの認知度がまだまだ低いという課題が明らかになっているので、各業界団体の協力を得て、1万部発行予定の第三版取引ガイドラインを各団体傘下の企業に配布していきたいと考えている。
- ・アパレル企業としてまだサプライチェーンの管理や社会的責任の問題について意識が足りない部分も見受けられることから、今後は自主行動計画の更なる周知、工場評価シートを活用した工場の法令遵守の確認等の取組を実施する。
- ・この素案にある内容をしっかりと実施していければ、当会傘下の組合員も法律を守るようになり、また発注者側もこの素案に沿って前向きな取組を進めれば、双方がよい方向に進むのではないかと期待。
- ・適正工賃の問題について、ACCTシステムで算出される工賃は一つの目安としては分かるが、他方でOEM発注者からは上代ありきで当方（卸売業者）に発注されるので、当方としてもビジネスとしてやっていける工賃設定ができなければ、結果として、海外生産への切替えが進んでしまうのではないかと危惧。責任あるサプライチェーンの一部としてしっかり取り組んでいかねばならないことは当然と考えている。
- ・素案に示されている法令順守の徹底、取引適正化の推進等に率先して協力し、発注企業から信頼される縫製組合及び組合員企業として、実習事業の適正化に向けた取組を進めていく。技能実習生に対しては、当組合の相談窓口が24時間体制で開設されているが、今後とも安心して実習生活を満了できるよう支援する。いかに日本での技能実習生活がお金だけでなく満足したものにするかを今後の課題として認識。
- ・素案について全く異論はない。現在も将来も適切でない工賃・条件の押しつけを実習生へのしわよせによって帳尻を合わせるようなことはあってはならない。そのようなことがないよう、理事会等を通じて徹底したい。法令順守を通して、外国人・日本人の区別ない待遇とするように取り組んで行く。
- ・技能実習の問題を改善しないと日本に来る実習生が減ってしまうかもしれないと危惧。素案に書いてある方向に持って行けるように対処していただきたい。

○構成員から、構成員団体の傘下にはない企業が多い中、こうした非加盟企業への周知をど

のようにしていくのかとの旨の質問があり、事務局（生活製品課）より、以下の旨を回答。

- ・非加盟企業に対する周知は重要な問題であり、各団体の社会的意義としてもしっかりと考えていただきたい。
- ・例えば、構成員団体傘下の加盟企業から取引先の非加盟企業に対して本協議会の取組をしっかりと周知していただくことが重要である。
- ・また、構成員団体の加盟企業はしっかりとした取組を行っている企業であるとして各団体の加盟企業を増やす働きかけを行っていくことも考えられる。
- ・経済産業省としても、歩引き取引廃止宣言の際の周知方法も参考にして考えていきたい。

○構成員から、技能実習制度に関し、

- ・在留資格認定の入国管理局の標準審査期間が2週間から1か月とされているところ現状は1か月以上要しており早期認定をお願いしたい。
- ・外国人技能実習機構等に提出する資料作成が膨大で事務負担が大きい、類似書類は統合するなど削減を検討いただきたい。
- ・技能検定試験の受検日程調整について、外国人技能実習機構を経由せず以前の様に直接能力開発協会に申し込めるようにしてほしい。

との発言があり、法務省より、

- ・入管側の申請処理が遅れているという状況は特に承知していないが、年度の変り目で審査体制が変わったこと、新旧制度の混在時期で申請殺到等による混乱がまだ若干残っていること等により、全体として手続きが遅れ気味になっているのかもしれない。現場には標準審査期間内にしっかりと対応するよう話をしていく。
- ・技能実習の適正な実施や技能実習生の保護を確認するためのものであり是非御理解いただきたい、他方省略できるものがないかなど提出書類の見直しの必要性は認識しており、具体的な指摘があれば外国人技能実習機構に相談いただきたい。

旨を回答し、また、厚生労働省より、

- ・実習生の帰国日程により技能実習の受検日程もまちまちとなることから、外国人技能実習機構で受検日程等の調整支援を実施している、以前もJITCOが同様の支援を行っており取扱自体は変わっていない。

旨を回答。

○構成員から、技能実習の在留期間が更に5年延びるとの報道があるが、技術をもった労働者に長く従事してもらえれば企業にとって希望となるとの発言があり、事務局（生活製品課）より、現在政府部内において新たな外国人材の受入れについて検討されており、繊維業界において人手不足があることも承知しているが、まずは今議論している技能実習に係る問題をしっかりと改善し信頼を回復することが、繊維業界における新たな外国人材の受入れを検討する大前提となる旨を回答。

○最後に、経済産業省から、以下の旨の発言があった。

- ・これまでの議論の過程や、繊維業界としての取組について、会員企業に広く共有していただきたい。文書を取りまとめることが目的ではなく、記載されている取組について、個々の業界の実情に応じて成果を出していくことが重要。
- ・新たな外国人材の受入れについては、まずは本協議会の取組をしっかりと行い、現在の問題を改善した上で次のステップに行ければと考えている。
- ・人手不足の問題は、5年後10年後の競争力という観点から、まずはロボットやIoTな

ど第四次産業革命の有効活用等により付加価値を向上させる取組をすることが重要。単に人手を補充するだけでは根本的な解決にはならないと考えている。

○また、日本繊維産業連盟より、以下の旨の発言があった。

- ・最近、他産業においても実習生の問題が改めて報道されるなど注目度は非常に高まっている。次回のとりまとめの機会を通じて、今後前向きで実効性の上がる対応を皆さんと一緒にさせていただきたい。

3. その他

事務局（生活製品課）より、以下の連絡を行った。

- ・次回の事業協議会は平成30年6月19日を予定している。
- ・素案について今日の議論も踏まえ事務局にて整理し、次回に正式に決定して公表することとしたい。
- ・また、今回は、非加盟企業への対応を含めて、各団体において今後の取組をどのように進めていくか等について、議論していただくことを考えている。

以 上